

学校いじめ防止基本方針

～学校・家庭・地域が一体となったいじめ解消を目指して～

美しき魂が宿る学校

人は生まれながらにして、正しく、直く、潔き真の心を具えている者なり（有馬新七先生「時休考」）



日置市 ひお吉くん



日置市立
伊集院中学校

令和元年 8 月

伊集院中学校「いじめ防止基本方針」の改定に当たって

本県には、古くから伝え親しまれている郷中教育の中で、「人をいじめるな」という教えがあります。子供たちの規範意識や他人を思いやる心などの豊かな人間性は、時代を超えて大切に育んでいかなければなりません。

また、AIの発展をはじめとする技術革新やグローバル化が進む中、これから先の社会が加速度的に変化する状況にあると言われるからこそ、変化の激しい社会を生き抜いていく上で、子供たちの規範意識を養い、豊かな心を育む教育の推進はますます重要になるものと考えております。

こうした中、いじめの未然防止や早期発見・早期解消といったいじめ問題への対応は、学校教育にとって最重要の課題の一つです。学校現場においては、引き続き、軽微と思われることでも積極的に把握し「1件でも多く発見し、それらを解消する」という基本認識の下、生徒に対して適切な対応を取ることが求められています。

いじめ防止対策推進法が平成25年9月に施行されてから5年が経過し、平成29年3月には文部科学省において「いじめ防止等のための基本的な方針」の見直しが行われました。

本校においても策定から5年が経過し、校内での慎重かつ丁寧な実践が積み重ねられる一方で、関係生徒及びその保護者への対応の在り方やいじめ未然防止の在り方などの面での課題も出てきています。

今回の改定は、こうした国や県、市の基本方針の見直しや本校におけるこれまでの取組を踏まえ、いじめの防止等のための対策をより実効性の高いものにする観点から行うものです。

今後も、学校、家庭、地域が一丸となって関係機関や外部専門家等とも連携を強化していきながら、いじめ防止等に向けた総合的かつ効果的な取組を進めて参ります。

令和元年8月 日置市立伊集院中学校長

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであります。

平成24年9月に実施した「いじめの問題に関する児童生徒の実態把握に係る緊急調査」において、本県で約3万件のいじめの問題が認知されるなど、いじめの問題は、本県教育にとって最重要課題のひとつであり、その解決に向けて、教育関係者の真摯な取組が強く求められているところです。

本校でも、これまで、軽微と思われることでも積極的に把握し、「1件でも多く発見しそれらを解消していくことこそが、家庭や地域から信頼される学校である」という認識の下、一人一人の教職員が、自分の学校、担当する学級でもいじめが発生し得るという危機意識をもち、未然防止に努めるとともに、いじめがあった場合は、いじめられている生徒や保護者の気持ちに寄り添い、関係機関と連携を密に図りながら、当該生徒へのケアや、いじめを行った生徒への適切な指導に、全職員一体となって学校全体で迅速に対応するよう努めてきました。

伊集院中学校「いじめ防止基本方針」は、学校・家庭・地域住民・その他の関係者が連携して、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)に基づき、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものです。

令和元年年8月 日置市立伊集院中学校長

第1 いじめの防止等のための基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、子どもの人権に関わる重大な問題であり、全ての生徒に関する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなるようにすることを旨として行われなければなりません。

また、全ての生徒が、いじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できることを旨としてしなければなりません。

一方で、生徒は、学校生活における様々な人間関係の課題に直面しながら、個人として、あるいは集団として関係を調整しつつ課題を解決していくものです。学校教育におけるそうした普遍的営みこそが、いじめ問題の解決においても重要であり、教育活動全体を通じて、いじめを許さないという一人一人の心と、集団としての問題解決ができる力を育てることを大切にしなければなりません。

なお、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下に取り組まなければなりません。

2 学校の基本方針

(1) 基本方針の策定

学校は、国、県、市の策定した「いじめ防止に関する基本方針」に基づき、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を策定する。

※ 法第13条の規定に基づき策定する。

(2) 基本方針の内容

学校基本方針は、いじめ問題への対応を教職員、生徒、保護者、関係機関、地域住民連携の下、市民総掛かりで進め、いじめの防止、早期発見、いじめ問題への対処などをより実効的なものにするため、これまでのいじめ問題への対策の蓄積を生かしたより一層の防止等のための取組を定めるものである。

3 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」(平成 25 年法律第 71 号) 以下同じ
(定義)

第 2 条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努める。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該生徒との何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、被害を受けた生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない場合についても加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、学校が「いじめ」という言葉を使わず指導するなどその全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らないことにも留意することが必要である。ただし、厳しい指導を要しない場合であっても、法が定義するいじめに該当する場合には、事案を直ちに学校いじめ対策組織へ情報共有しなければならない。

【具体的ないじめの態様（例）】

○ 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる

- ・ 不快に感じるあだなをつけられ、しつこく言われる
- ・ 容姿や言動について、不快なことを言われる
- ・ 「消えろ」「死ね」などと存在を否定される

○ 仲間はずれや集団による無視をされる

- ・ 遊びや活動の際、集団の中に入れない
- ・ わざと会話をしない
- ・ 席を離す、避けるように通る

○ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする

- ・ ぶつかるように通行する、通行中に足をかけられる
- ・ 遊びと称して、よく技をかけられたり、叩かれたりする
- ・ 叩かれたり、蹴られたりすることが繰り返される

※ 対等のけんかと称して、まず、対象の子に叩かせておいて、その後、相手側が反撃に出るという形で一方的ないじめ（暴行）を行うという事例もある。

○ 金品をたかられる

- ・ 脅されてお金や品物を要求される
- ・ 筆記用具を何度も貸しているが返却されない

○ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

- ・ くつを隠される
- ・ 持ち物を取られ、傷をつけられる、ゴミ箱に捨てられる

○ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

- ・ 机や壁に誹謗中傷を書かれる
- ・ 人前で衣服を脱がされる
- ・ 脅されて万引き等をさせられる

○ パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる

- ・ ブログや掲示板に誹謗中傷や事実と異なることを書かれたり、個人情報や恥ずかしい写真を掲載されたりする
- ・ いたずらや脅しのメールを送られる
- ・ SNSのグループからわざと外される

4 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの禁止及び防止

(いじめの禁止)

第 4 条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(学校におけるいじめの防止)

第 15 条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめ問題の克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組を行う。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。そのためには、道徳科の授業や、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動や、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、相談箱を置くなどして子供同士で悩みを聞き合う活動等、子供自身の主体的な活動として推進することが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、いじめを生まない、解決できる学級・学校づくりを目指し、全ての生徒が

安心でき、自己有用感や充実感が得られる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。このことは、「つらいことがつらいと言える」人間関係づくり、「分からないことが分からないと言える」授業づくり、「自分の居場所があり思ったことを素直に言える」環境づくりといった人権尊重の視点に立った学校づくりと通ずるものである。

なお、学校として特に配慮が必要な以下の児童生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行うことが必要である。

- 発達障害を含む、障害のある生徒
- 海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒
- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒
- 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒を進める。

(2) いじめの早期発見

(いじめの早期発見の措置)

第 16 条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。具体的には、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊

びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する必要がある。また、ささいな兆候であっても、いじめは軽微なものが徐々に深刻化していくこともあることから、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを軽視することなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめを認知する際の留意点として、例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。この場合、微かなサインに気付くための「学校楽しいーと」や「SNSチェックシート」の質問紙を活用するなど、生徒の心身の状態や交友関係の状況等を多面的に把握してアセスメントを行うことも有効である。

ただし、このことは、いじめを受けた生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめを受けた生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

いじめの早期発見のため、定期的な学校生活に関するアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

(いじめに対する措置)

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、

その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

- 3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。
- 4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。これに関連して、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。また、家庭や教育委員会への連絡、相談や事案に応じ、関係機関との連携が必要である。なお、法第26条では、「市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第35条第1項の規定に基づき当

該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。」と定めており、一定の教育的配慮の下に、適切な運用ができるようになっている。また、市町村の教育委員会には、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、地域の実情に応じ、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討することが求められる。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあり、直ちに警察に通報することが必要なものなどが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のもとで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることとしている。

「いじめ解消」定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。「いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットトラブルも含む。）が止んでいる状態が少なくとも3か月の期間継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害生徒・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に

守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

また、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

(4) 教職員の資質向上

学校におけるいじめ問題の解決のためには、一人一人の教職員の力量に期待するところが極めて大きい。そのため、教職員がいじめ問題や「見つめる」「思いをめぐらす」「向き合う」といった子供に関わるための基本的な姿勢について正しい共通認識を持ち、適切な対応が行われるよう教職員研修等を通して、いじめ問題への対応の在り方について、理解を深めておく。また、特定の教員のみで対応するのではなく、学校における組織的な対応を可能にする体制整備が必要である。

いじめを生まない、解決できる学級・学校づくりに向けて、教師一人一人の授業力や学級経営力の向上が必要であり、いじめの未然防止のために、いじめ問題に関する各種研修（複数回）の機会の充実に努め、教師の気付く力を高めることが必要である。また、いじめ問題に対して、その態様に応じた適切な対応ができるよう、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用して、教職員のカウンセリング能力等の向上を推進することが大切である。

なお、体罰は、法律上も禁止されている上、暴力を容認するものであり、生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの遠因となるものであることから、教職員研修等により体罰禁止の徹底を図る。

(5) 家庭や地域、関係機関との連携

(保護者の責務等)

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前3項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(関係機関等との連携等)

第17条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

生徒の健やかな成長を促すためには、社会全体で生徒を見守り、学校関係者と地域、家庭とが連携していくことが必要である。

例えば、PTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめ問題について協議する機会を設けるなど、いじめ問題について地域、家庭と連携した対策を推進する。

また、いじめの早期発見のため、家庭生活におけるささいな変化を把握することや、いじめを行った生徒に対して根気強く毅然とした指導を継続して行っていくためには、保護者の理解・協力が不可欠であり、そのための十分な連携を進める。

いじめ問題への対応において、学校が、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要である。そのため、平素から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者との情報共有体制を構築しておく。

また、教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関などの専門機関と連携し、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知するなど、連携した取組を行う。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために学校が実施する施策

(学校いじめ基本方針)

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

(1) 学校いじめ防止基本方針の趣旨

学校は、いじめの防止等のため、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止等のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、組織的に取り組む体制を確立し、教育委員会とも適切に連携して、学校の実情に応じた対策を推進する。

(2) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国、県、市の基本方針を参酌し、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を定め（法第13条）、学校だよりや学校ホームページ等で公開する。

ア 内容

- (ア) 学校基本方針には、「いじめの未然防止の取組」、「早期発見・早期対応の在り方」、「教育相談体制」、「生徒指導体制」、「校内研修」など、いじめの防止、いじめの早期発見、早期対応、いじめの防止等全体に係る内容を定める。
- (イ) いじめの防止の観点から、包括的な取組の方針を定め、その具体的な指導内容のプログラム化を図る。
- (ウ) 校内研修等、教職員の資質向上を図る取組や、いじめの早期発見・いじめ問題への対応の在り方等について具体的な取組方法を定める。
- (エ) 学校基本方針が、当該学校の実情に即して、問題なく機能しているかを既存の生徒指導部会等で確認したり、学校におけるいじめ防止等の対策のための組織（いじめ防止対策推進委員会、いじめ防止対策推進会議：法第22条）を中心に点検したりし、必要に応じて見直すというPDCAサイクルを、学校いじめ防止基本方針に盛り込む。

イ 留意事項

- (ア) 学校基本方針の策定に当たっては、方針を検討する前の段階から、「いじめ防止対策推進会議」や「学校評議委員会」、「学校運営協議会」などを活用し、保護者等地域の参加も図り、地域と一体となった学校基本方針が策定できるよう努める。
- (イ) 「いじめ防止対策推進委員会」は、職員会議や各種委員会を通じた教職員の意見、児童会や生徒会等による児童生徒の意見を反映させた学校基本方針の策定に努める。そのことを通して、児童生徒が主体的かつ積極的にいじめ防止に取り組めるよう支援する。
- (ウ) 策定した学校基本方針については、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒やその保護者に示すとともに、学校のホームページで公開する。

(3) 「いじめ防止対策推進委員会」の設置（法第22条）

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため複数の教職員・心理、福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「いじめ防止対策推進委員会」を置く。

ア 組織設置の趣旨

いじめは、学校が組織的に対応することが必要であり、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、医師、警察官経験者その他学校評議員や民生委員などの関係者が参加する組織を設置する。

イ 役割

- (ア) 学校基本方針に基づく取組の実態や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
各学校の学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめ防止等の取組についてPDCAサイクルで検証する。
- (イ) いじめの相談・通報の窓口としての役割を果たす。
生徒や保護者、地域住民等が、いじめの相談や通報ができるよう、その窓口や手順、方法等を明確にしておく。
- (ウ) いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割を果たす。
「いじめ防止対策推進委員会」が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、

抱え込まずに全て当該組織に報告・相談する。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得るという認識をもつ。

なお、ささいな兆候や懸念にもあたらないと思われることであっても生徒にとって重大な意味をもつ場合もあるので留意する必要がある。集められた情報は、個々の生徒ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

- (I) いじめの疑いに係る情報があった時には、緊急にいじめ防止対策推進委員会を開き、いじめの対応に当たる支援チームを結成し、いじめの情報を迅速に共有、関係のある児童生徒へのアンケート調査や聞き取り調査などによる事実関係の把握聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

(4) 学校基本方針の内容

学校基本方針には、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」を主な項目として「学校がどのような子どもを育てようとしているのか」、そのために「教職員は何をするのか」、「保護者や地域はどう協力するのか」等を示す。

ア いじめの防止（法第15条）

いじめを生まない生き生きとした学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域社会との連携強化、いじめの問題を自分たちの問題と捉えられる子どもの自己指導能力の育成を図る。

《いじめを生まない学校づくり》

(ア) 校内指導体制の確立

教職員の個々が一人でいじめの問題を抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長を中心に教職員が組織として一丸となった指導体制を確立する。

(イ) 教職員一人一人の指導力の向上

生徒が、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活動できる授業づくりや集団づくり努める。

また、教育委員会が作成した「いじめ対策必携」や県総合教育センターが発行した指導資料等を有効活用したり、外部講師等を招へいした事例を基にした研修を行ったりするなど、いじめの防止対策及びいじめ問題への対応力向上を図る。

(ウ) 人権意識の涵養と「命の教育」の推進

人権教育の充実とお互いを思いやり、尊重し、自他共にたった一つしかない尊い命を大切にしようとする気持ちや、死を悼み、その悲しみを味わうことで生を捉えられる「命の教育」の推進に努める。

また、全ての教育活動を通して、自己肯定感や社会性を培う取組や共感的人間関係を育成する指導・支援に努める。

(I) 道徳的実践力を培う道徳教育の充実

「いじめ問題を考える週間」や「人権学習（命について考える機会）」等を通して、いじめ防止や生命尊重をねらいとした道徳の指導や取組を実践する。

その中で、「いじめをするな」の教育から「〇〇しよう」の教育にするために「傍観するな」という指導ではなく、「いじめに遭遇したら、〇〇しよう」という具体的な行動を示した指導の推進に努める。

(II) 生徒一人一人の自己指導能力の育成

学級活動や生徒会活動など特別活動における話し合いにおいて、「いじめ問題」をテーマに掲げたり、あいさつ運動や、ボランティア活動等様々な取組を計画させたりするなど自主的に活動できるよう指導・支援する。

また、生徒集会や各種講演会等を通して「規範意識」や「思いやりの心」の育成を図る。

(III) 生徒の夢や希望を育む豊かな教育活動推進

「夢をもち、夢を語り合う」機会を通し、生徒一人一人に、夢の持つことのやすばらしさや、その夢を実現するために努力することの大切さに気付かせ、これからの生活に生かしていけるようキャリア教育の推進に努める。

また、生徒の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力、表現力を育むため、読書活動や対話・創作・表現活動を取り入れた教育活動の充実を図る。

さらに、全教育活動を通して体験活動に努め、生徒が主体的に判断し、行動できる資質・能力を養うよう努める。

(IV) 家庭・地域社会、関係機関との連携強化

家庭やPTA、地域の関係団体とともに、いじめ問題等について協議する機会を設け、いじめ根絶に向けた地域ぐるみの対策を推進する。

(V) 学校基本方針の周知

年度初めには、いじめ問題に対する学校の基本方針や保護者の責任を明らかにし、保護者や地域の理解を図る。また、より多くの大人が一人でも多くの子どもたちの悩みや相談を受け止めることができるよ

うにする。

(㌺) 学校基本方針による取組の評価

各学校は、学校基本方針による取組の状況について、「学校いじめ対応チェックリスト」等を定期的に活用し、計画的かつ継続的な点検・評価に取り組むとともに、いじめに対する教職員の問題意識を持続させる。

イ 早期発見（法第 16 条）

- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを使って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識する。
- ささいな兆候であっても、いじめは軽微なものが徐々に深刻化していくことがあることから、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを軽視することなく、積極的に認知する。
- 日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

《早期発見のための措置》

(㌻) 教職員の児童生徒一人一人の観察や情報共有

日頃から、児童生徒一人一人の表情や行動等の観察からささいな変化に気付くよう心掛け、変化に気付いた際は、教職員がいつでも情報を共有できる体制を整えておく。

※ 5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を付箋紙等に簡単にメモしておくようしておくなどの工夫が必要である。

(㌼) 定期的な教育相談や学校生活に関するアンケート調査の実施

生徒の学校生活及び学校外での実態等を把握するため、年間を通して計画的に教育相談を設定したり、学校生活に関するアンケート調査を実施したりする。

また、県総合教育センターが開発した「学校楽しいーと」や「SNSチェックシート」等を年に数回活用し、生徒のその時の実態を把握し、指導、支援に生かすよう努める。

※ 特に、アンケート等では掴めない、日々の心の状況変化等について個人の日記や生活記録、班ノートや学級日誌等からもきめ細かな把握に努める。

(㌽) 教育相談体制の整備

生徒及びその保護者等が悩みを相談しやすい環境整備に努めるとともに、その悩みを積極的に受け止めることができる教育相談体制を整備する。また、その充実に向け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、学校内外の専門家の活用を図る。

(I) 相談箱等の設置

全児童生徒が学校内外の「いじめ」を発見したり、自分や友達の悩みに困ったりした時など、「いつでも」、「だれでも」訴えることができる相談箱等を設置し、児童生徒間に起こる諸問題の早期発見に努める。

(II) 相談機関等の周知

学校外の相談窓口について、ホームページや学校便り、PTA新聞等を通して周知や広報を継続して行う。

ウ 早期対応（法第22条～第27条）

- いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、特定の教職員で抱え込まず、他の業務に優先して、かつ、即日、速やかに学校いじめ対策組織に報告し、学校において組織的に対応する。
- 特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法の規定に違反し得るということを認識する。
- 被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- 対応の在り方について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

《いじめ認知後の対応の在り方について》

(ア) いじめの発見や相談を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

また、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持ち対応する。その際は、まずは、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。また、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者と協力して対応する体制を整える。

(イ) いじめられた生徒又はその保護者への支援の在り方

いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方があってはならず、自尊感情を高めるよう支援する。

また、児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。その際いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。

あわせて、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制を整える。

また、いじめられた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童生徒を別室において指導するなど、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。さらに、状況に応じて、心理や福祉等の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーや、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得るなど、心のケアにも努める。

いじめ問題が解決したと思われる場合でも、いじめが解決したと思われる場合でも、約3か月の期間継続していじめが止んでおり、被害生徒が心身の苦痛を感じていないことを確認した上で、その後も継続して十分な注意を払うとともに、折りに触れ必要な支援を行う。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

(ウ) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーや、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対

する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷付け、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。さらに、いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行う。

また、事実関係を聴取した際は、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

(I) いじめが起きた集団への働き掛け

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させるとともに、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるように指導を行う。

いじめの解決のためには、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害生徒と加害生徒をはじめとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことができるよう指導することが大切であり、そのために、全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団の育成に努める。

(II) ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、関係機関等との連携を図り、直ちに削除する措置をとる。また、名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているプ

ロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。

さらに、学校では、県教育委員会が委託した民間の「学校ネットパトロール」団体による定期的なネットパトロールの状況報告を受け、児童生徒及びその保護者へ対応を行う。

また、各学校は、NPOネットポリス鹿児島とも連携を密に図りながら、日頃からネットいじめ未然防止及びネットいじめ問題への対応に迅速に当たるよう努める。

エ いじめに関する教職員研修の充実

「いじめ対策必携」を活用した研修や事例研究を実施する等、いじめの問題に関する指導上の留意点などについて、年に複数回の校内研修を位置づけ、教職員間の共通理解を図り、その観察力や対応力の向上に努める。

オ 組織的な指導体制の確立

いじめの問題に対する学校の指導体制が機能するためには、校長のリーダーシップのもと、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を中心に、学校全体で組織的、継続的な取組を行うことが重要である。学校の実態に応じた校内連絡体制を見直し、適切な報告や情報の共有がなされるとともに、いじめの態様や原因、その背景等に応じて、指導方針や指導方法を明確にし、具体的な指導方法や内容等の共通理解を図りながら組織的に対応する。

カ 家庭や地域との連携の強化

いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。

いじめを受けた生徒の保護者といじめを行った生徒の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有する。

キ その他

(ア) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実 いじめの実態把握の取組状況等、教師向けの指導用資料やチェックリストなどを通じ、いじめの防止等の取組の充実を図る。

(イ) 学校評価・教員評価における留意事項 学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底するとともに

に、その実態把握や対応が促され、生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むようにする。

学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的かつ必要に応じたアンケートの実施、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるようにする。

また、教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっても、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題の共有化、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を観点として評価するようにする。

3 重大事態への対処

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、**当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け**、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

【重大事態とは】

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(1) 教育委員会又は学校による調査

○ 重大事態の発生と調査

- ・ 調査をする重大事態の例

○ 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

〈重大事態と扱われた事例〉

これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意する。

- ・ 軽傷で済んだものの、自殺を企図した。
- ・ 殴られて歯が折れた。
- ・ 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
- ・ 複数の生徒から金銭を要求され、総額1万円を渡した。
- ・ わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。

○ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- ・ 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席している場合も教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識する。

※ 上記の例も参考に「重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

なお、重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識しておく。

※ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

※ 生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

学校は、「学校基本方針」及びいじめの現状、いじめへの対応状況等について公表する。

また、学校は、法の施行状況や国、県、市の基本方針の変更等を勘案して、必要に応じて基本方針の見直しを検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

【参考資料】

- 国いじめ防止基本方針（H29年3月改定版）
- いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年度市巻末資料）
- 鹿児島県いじめ防止基本方針（H29年10月改定版）
- 「いじめ対策必携」（鹿児島県教育委員会）
- 日置市いじめ防止基本方針（平成27年3月）
- 国立教育政策研究所作成資料
 - ・ 生徒指導支援資料4「いじめと向き合う」、生徒指導リーフシリーズ
- 「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」の改定について（通知）
26文科初第416号（平成26年7月1日付け）

日置市立伊集院中学校 いじめ防止基本方針

【学校教育目標】

夢や目標をもち、未来を切り拓く、心豊かなたくましい生徒の育成

家庭・地域との連携

- 学校関係者と地域、家庭との連携対策の推進
※『いじめ防止対策推進会議』の開催
- 学校と地域、家庭の組織的な連携・協働体制の構築

生徒指導委員会(いじめ防止対策推進委員会)

- 【目的】 いじめを未然に防止し、いじめまたはその兆候を早期に発見するとともに、いじめを認知した際は、全教職員一体となり、組織で解決に当たるを図る。
- 【組織構成】
管理職、生徒指導主任、各学年生徒指導係、養護教諭、教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等 また 必要に応じて他の教職員、関係機関も参加できる。

関係機関等との連携

- 関係機関(警察、児童相談所、医療機関、市福祉課、子ども支援センター、法務局等)との適切な連携
- 教育相談における医療機関などの専門機関との連携
- 法務局など、学校以外の相談窓口の適切な終始

○ 校訓

- 「美(うるわ)しき魂」
- ◆ 五教訓
勉学・敬愛・自治・協同・気魄
- 学校のスローガン
「試してみせて、言うて聴かせて、させてみる。そうでなければ、人は動かし。」
★ 思いをめぐらせ人権尊重!
★ 気付き、考え、勇気をもって即実行!
 - めざす生徒像
1 思いやりの心を持ち、友達と協力できる心豊かな生徒
2 よく考え、(自ら判断し)、正しいことができる生徒
3 目標をもち、意欲的に進んで学習する生徒
4 (困難にも立ち向かい)粘り強く、最後まで頑張り抜くたくましい生徒
 - 育てたい4つの心
◆ 思いやりの心
◆ 感謝の心
◆ 振り返りの心
◆ 勤労の心
 - 生徒指導の目標
生徒一人一人が自主的に判断、行動し、積極的に自己を生かしていくこととする態度や能力の育成を図る。
【生徒指導の重点目標】
① いじめや不登校の未然防止と早期発見・早期解決を徹底する。
② 場に応じた適切な言動や「見る・聴く・話す」の態度の育成に努める。
③ 節度のある行動及び中学生としてふさわしい身なりができるよう指導する。
④ 家庭・地域・関係機関との連携を密にした教育活動を推進する。
【指導方針】
① 校内の指導体制の充実と確実な情報交換及び全職員(チーム)による共通理解と共通実践
② 生徒の自立を促す積極的な指導を行う。
③ 生徒との対話を重視した共感的生徒理解と相談活動を行う。
④ いじめ、不登校、問題行動等の予防に心掛け、的確な対応と指導を行う。
⑤ 保護者及び関係機関との話し合いを通して諸課題の解決を図る。

いじめ防止の取組

- ① 教職員の取組
(1) 「生活の記録」等を活用した生徒との心の交流
(2) 学級活動、道徳等を通じた「心の教育」の取り組み(いじめ問題を考える週間での学校共通授業、講師による講話[教育講演会、人権週間、国際理解、保健関係等])
(3) 全校集会・学年集会等での話による意識付け
(4) 日常からの学校・家庭・地域・関係機関等との連携
(5) 部活動による取り組み(仲間意識の確立、自主的清掃活動等)
(6) コミュニケーションサイトの定期的なチェック・使い方の指導
- ② 児童生徒の取組
(1) 生徒総会での「いじめ撲滅宣言」等
(2) 生徒会活動を通じた「心の教育」の取り組み(ペットボトルキャップ回収、あいさつ運動、各専門部活動等)
(3) 保護者や学校職員、地域の方等への相談
- ③ 保護者の取組
(1) 学校を知ってもらうためのPTA活動への積極的な参加
(2) 学校職員や地域、関係機関等との相談
(3) ネット機器に関する知識の取得、管理や情報確認

いじめの早期発見への取組

- ① 教職員の取組
(1) 「いじめ防止の取組」の継続
(2) いじめに関する実態調査[いじめアンケート、学校たのしいーと]
(3) 教育相談、チャンス相談の実施、SCの配置・相談
(4) 積極的な生徒指導の実施(あいさつ運動、校内の見まわり、テスト期間中計画的巡回、PTA夏休み、夜間補導等)
- ② 生徒の取組
(1) 保護者や学校職員、地域の方等への相談
(2) アンケート等に素直に思ったことを書く
- ③ 保護者の取組
(1) 学校を知ってもらうためのPTA活動への積極的な参加
(2) 学校職員や地域、関係機関等との相談
(3) ネット機器に関する知識の取得、管理や情報確認

いじめに対する措置・対応

- ① 教職員の取組
(1) 正確な実態把握(当事者双方、周りの生徒からの聴き取り等)
(2) 指導体制・方針の決定(教職員の共通理解、役割分担、関係機関との連携等)
(3) 生徒への指導・支援(不安や心配を取り除く、いじめは決して許されない)
(4) 保護者との連携
(5) 今後の対応
- ② 児童生徒の取組
(1) 保護者や学校職員、地域の方等への相談
(2) アンケート等に素直に思ったことを書く
- ③ 保護者の取組
(1) 子どもの不安や心配を聞く。
(2) 学校職員や関係機関との連絡・相談

○ 生徒指導体制

- ・全職員で指導にあたる
- ・担任、生徒指導係を中心に学年内対応と役割分担
- ・週1回の生徒指導委員会(火曜日1校時)での報告や方向性の話し合い
- ・緊急事態等に関しては職員会議・学年部会・生徒指導委員会等を臨時で行い、早急に対応する。
- 教育相談体制
・担任・副担任を中心とした学校職員
・教育相談員
・スクールカウンセラー(SC)
・スクールソーシャルワーカー(SSW)
・ふれあい教室
- 職員研修の重点
・生徒理解
・生徒指導の在り方
・ネット機器関係の講習会(外部講師)
・人権同和教育
・特別支援
- その他
・学校ネットパトロール
・事業検索結果の活用
・県民週間等による学校の公開

【年間計画】

月	計画及び評価	実態調査	各教科・道徳・特別活動等	生徒会	情報モラル関連	教育相談	職員研修
4月	・中学生としてのマナーを身に付けさせる。		いじめ問題について考える週間①	歓迎式	生徒への全体指導	家庭訪問	
5月	・集団の中で自分の役割を確認し、責任を果たす。	学校生活アンケート①		生徒総会 ポスター	PTA総会(啓発活動)	事例研修 SC案内	事例研修(生徒理解) 小中連携
6月	・身なりを正しく、健康安全に留意し、充実した生活をする。	学校生活アンケート②	中体連地区総体・高校説明会 人権学習(1学期)			SC案内	小中連携
7月	・1学期の反省をする。 ・夏休みの有意義な過ごし方を考える。		合唱コンクール ケイタ・スマホ・ネット講話		学級PTA 生徒への全体指導	三者面談 SC案内	
8月	・計画に沿って規則正しく生活する。					教育相談 SC案内	小中連携
9月	・時間を守って行動できるようにする。	県インターネットアンケート	体育大会 いじめ問題について考える週間②		生徒への全体指導	SC案内	
10月	・積極的に自治活動に取り組む。	学校生活アンケート③	血液講話 国際理解に関する授業	標語		SC案内	小中連携
11月	・自らの進路について考え、実現できるようにする。	学校生活アンケート④ 学校たのしいーと	文化発表会 人権学習(2学期)		学級PTA3年	教育相談 三者面談 SC案内	
12月	・2学期の反省をする。 ・冬休みの有意義な過ごし方を考える。		人権教室		学級PTA1、2年 生徒への全体指導	SC案内	
1月	・新年の目標をもち、しっかりと実行する。		いじめ問題について考える週間③		生徒への全体指導	SC案内	
2月	・卒業、進級を前に自分の生活態度を見直す。	学校生活アンケート⑤	人権学習(3学期)		学級PTA	SC案内	入学説明会
3月	・1年間を反省し、次年度への目標を立てる。		クラスマッチ 卒業式		生徒への全体指導		小中連携

日置市立伊集院中学校 いじめ防止基本方針

学校教育目標

思いをめぐらし、自ら考え判断し、
他者と協働できるたくましい生徒の育成

家庭・地域との連携

- 学校関係者と地域、家庭との連携対策の推進
※『いじめ防止対策推進会議』の開催
- 学校と地域、家庭の組織的な連携・協働体制の構築

生徒指導委員会(いじめ防止対策推進委員会)

- 【目的】 いじめを未然に防止し、いじめまたはその兆候を早期に発見するとともに、いじめを認知した際は、全校職員一体となり、組織で解決に当たるを図る。
- 【組織構成】
管理職、生徒指導主任、各学年生徒指導係、養護教諭、教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等 また 必要に応じて他の教職員、関係機関も参加できる。

関係機関等との連携

- 関係機関(警察、児童相談所、医療機関、市福祉課、子ども支援センター、法務局等)との適切な連携
- 教育相談における医療機関などの専門機関との連携
- 法務局など、学校以外の相談窓口の適切な終始

校訓

- 「美(うるわ)しき魂」
- ◆ 五教訓
 勉学・敬愛・自治・協同・気魄
- 学校のスローガン
「試みせて、言うて聴かせて、させてみる。そうでなければ、人は動かし。」
★ 思いをめぐらせ人権尊重!
★ 気付き、考え、勇気をもって即実行!
 - めざす生徒像
1 思いやりの心をもち、友達と協力できる心豊かな生徒
2 よく考え、(自ら判断し)、正しいことができる生徒
3 目標をもち、意欲的に進んで学習する生徒
4 (困難にも立ち向かい)粘り強く、最後まで頑張り抜くたくましい生徒
 - 育てたい4つの心
◆ 思いやりの心
◆ 感謝の心
◆ 振り返りの心
◆ 勤労の心
 - 生徒指導の目標
生徒一人一人が自主的に判断、行動し、積極的に自己を生かしていくこととする態度や能力の育成を図る。
 - 【生徒指導の重点目標】
① いじめや不登校の未然防止と早期発見・早期解決を徹底する。
② 場に応じた適切な言動や「見る・聴く・話す」の態度の育成に努める。
③ 節度のある行動及び中学生としてふさわしい身なりができるよう指導する。
④ 家庭・地域・関係機関との連携を密にした教育活動を推進する。
 - 【指導方針】
① 校内の指導体制の充実と確かな情報交換及び全職員(チーム)による共通理解と共通実践
② 生徒の自立を促す積極的な指導を行う。
③ 生徒との対話を重視した共感的生徒理解と相談活動を行う。
④ いじめ、不登校、問題行動等の予防に心掛け、的確な対応と指導を行う。
⑤ 保護者及び関係機関との話し合いを通して諸課題の解決を図る。

いじめ防止の取組

- ① 教職員の取組
(1) 「生活の記録」等を活用した生徒との心の交流
(2) 学級活動、道徳等を通じた「心の教育」の取り組み(いじめ問題を考える週間での学校共通授業、講師による講話[教育講演会、人権週間、国際理解、保健関係等])
(3) 全校集会・学年集会等で話による意識付け
(4) 日常からの学校・家庭・地域・関係機関等との連携
(5) 部活動による取り組み(仲間意識の確立、自主的清掃活動等)
(6) コミュニケーションサイトの定期的なチェック・使い方の指導
- ② 児童生徒の取組
(1) 生徒総会での「いじめ撲滅宣言」等
(2) 生徒会活動を通じた「心の教育」の取り組み(ペットボトルキャップ回収、あいさつ運動、各専門部活動等)
(3) 保護者や学校職員、地域の方等への相談
- ③ 保護者の取組
(1) 学校を知ってもらうためのPTA活動への積極的な参加
(2) 学校職員や地域、関係機関等との相談
(3) ネット機器に関する知識の取得、管理や情報確認

いじめの早期発見への取組

- ① 教職員の取組
(1) 「いじめ防止の取組」の継続
(2) いじめに関する実態調査[いじめアンケート、学校たのしいーと]
(3) 教育相談、チャンス相談の実施、SCの配置・相談
(4) 積極的な生徒指導の実施(あいさつ運動、校内の見まわり、テスト期間中計画的巡回、PTA夏休み、夜間補導等)
- ② 生徒の取組
(1) 保護者や学校職員、地域の方等への相談
(2) アンケート等に素直に思ったことを書く
- ③ 保護者の取組
(1) 学校を知ってもらうためのPTA活動への積極的な参加
(2) 学校職員や地域、関係機関等との相談
(3) ネット機器に関する知識の取得、管理や情報確認

いじめに対する措置・対応

- ① 教職員の取組
(1) 正確な実態把握(当事者双方、周りの生徒からの聴き取り等)
(2) 指導体制・方針の決定(教職員の共通理解、役割分担、関係機関との連携等)
(3) 生徒への指導・支援(不安や心配を取り除く、いじめは決して許されない)
(4) 保護者との連携
(5) 今後の対応
- ② 児童生徒の取組
(1) 保護者や学校職員、地域の方等への相談
(2) アンケート等に素直に思ったことを書く
- ③ 保護者の取組
(1) 子どもの不安や心配を聞く。
(2) 学校職員や関係機関との連絡・相談

生徒指導体制

- 全職員で指導にあたる
- 担任、生徒指導係を中心に学年内対応と役割分担
- 週1回の生徒指導委員会(火曜日1校時)での報告や方向性の話し合い
- 緊急事態等に関しては職員会議・学年部会・生徒指導委員会等を臨時で行い、早急に対応する。
- 教育相談体制
・担任・副担任を中心とした学校職員
・教育相談員
・スクールカウンセラー(SC)
・スクールソーシャルワーカー(SSW)
・ふれあい教室
- 職員研修の重点
・生徒理解
・生徒指導の在り方
・ネット機器関係の講習会(外部講師)
・人権同和教育
・特別支援
- その他
・学校ネットパトロール
・事業検索結果の活用
・県民週間等による学校の公開

年間計画

月	計画及び評価	実態調査	各教科・道徳・特別活動等	生徒会	情報モラル関連	教育相談	職員研修
4月	・中学生としてのマナーを身に付けさせる。		いじめ問題について考える週間①	歓迎式	生徒への全体指導	家庭訪問	
5月	・集団の中で自分の役割を確認し、責任を果たす。	学校生活アンケート①		生徒総会 ポスター	PTA総会(啓発活動)	事例研修 SC案内	事例研修(生徒理解) 小中連携
6月	・身なりを正しく、健康安全に留意し、充実した生活をする。	学校生活アンケート②	中体連地区総体・高校説明会 人権学習(1学期)			SC案内	小中連携
7月	・1学期の反省をする。 ・夏休みの有意義な過ごし方を考える。		合唱コンクール ケイタ・スマホ・ネット講話		学級PTA 生徒への全体指導	三者面談 SC案内	
8月	・計画に沿って規則正しく生活する。					教育相談 SC案内	小中連携
9月	・時間を守って行動できるようにする。	県インターネットアンケート	体育大会 いじめ問題について考える週間②		生徒への全体指導	SC案内	
10月	・積極的に自治活動に取り組む。	学校生活アンケート③	血液講話 国際理解に関する授業	標語		SC案内	小中連携
11月	・自らの進路について考え、実現できるようにする。	学校生活アンケート④ 学校たのしいーと	文化発表会 人権学習(2学期)		学級PTA3年	教育相談 三者面談 SC案内	
12月	・2学期の反省をする。 ・冬休みの有意義な過ごし方を考える。		人権教室		学級PTA1、2年 生徒への全体指導	SC案内	
1月	・新年の目標をもち、しっかりと実行する。		いじめ問題について考える週間③		生徒への全体指導	SC案内	
2月	・卒業、進級を前に自分の生活態度を見直す。	学校生活アンケート⑤	人権学習(3学期)		学級PTA	SC案内	入学説明会
3月	・1年間を反省し、次年度への目標を立てる。		クラスマッチ 卒業式		生徒への全体指導		小中連携